

生物遺伝資源の使用に関する同意書

令和 年 月 日 付けて分譲の申込みをした生物遺伝資源、

	HUT 番号	菌 株 等 名
1		
2		
3		
4		
5		

の使用に際して下記に記載する事項について同意いたします。

記

第1条 分譲された生物遺伝資源は、生物遺伝資源分譲申込書(別記様式第1号。以下「分譲申込書」という)に記載した使用目的(試験研究又は教育に関する使用目的に限る)及び使用場所以外には使用しません。また、国外への持ち出しはいたしません。

第2条 分譲を受けた菌株に特許権等の知的財産権や所有権、その他のあらゆる権利が付帯されている場合、それらの権利が使用者に譲渡されるものではないことを承諾します。

第3条 分譲を受けた菌株は、第三者に譲渡、転売及び貸与(前条に掲げる権利の移動、移転及び引き渡しを含む)しません。

第4条 第三者の特許権等の知的財産権その他の権利を侵害した場合において、広島大学大学院先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻微生物遺伝資源保存室(以下「保存室」という)は一切の責任を負いません。一切の責任は生物遺伝資源の分譲を受けた者(以下「分譲を受けた者」という)又はその所属機関が負うこととし、本同意書に違反並びに法令違反及び不法行為等により、保存室を含む他者に損害をもたらしたときは、分譲を受けた者又はその所属機関がこれを賠償します。

第5条 分譲を受けた菌株を起因とする事故や損失が、分譲を受けた者又はその所属機関に生じたとしても、広島大学及び保存室には一切の責任を問いません。分譲を受けた者又はその所属機関の責任で補償をします。

第6条 分譲申込書に記載した使用期間が終了したときは、速やかに試験研究又は教育(以下「試験研究等」という)の結果を広島大学大学院先端物質科学研究科分子生命機能科学専攻微生物遺伝資源保存室長(以下「保存室長」という)に報告します。また、使用によって得た試験研究等の結果を公表する場合は、当該菌株を保存室の事業により分譲を受けたことを明記し、公表した論文、資料等を保存室長に提出します。

第7条 分譲を受けた菌株により、新たな特許権等の知的財産権又はその他の権利を得ようとする場合は、事前に保存室長に連絡します。分譲を受けた菌株により得られた権利の持ち分については、保存室、広島大学産学・地域連携センター及び寄託者の関係者による協議・合意の上、決定します。

第8条 分譲を申し込んだ菌株が生物の多様性に関する条約(以下「生物多様性条約」という)締結以降、国外から導入されたものである場合は、分譲されるに当たって、研究材料移転契約(Material

Transfer Agreement)を締結するものとし、当該菌株から得られた利益や権利については、生物多様性条約を遵守し、原産国の主権的権利や利益を保証します。

第9条 分譲を受けた菌株は、分譲申込書に記載した使用場所において適用される全ての法令、条約及び制度等によって認められる範囲内で取り扱います。

第10条 本同意書に同意できない事由が生じた場合は、直ちに分譲を受けた菌株の使用を停止し、保存室長の指示により返却又は処分します。

第11条 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について、疑義が生じた場合は、保存室と協議して円満に解決を図ります。

第12条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因又は関連の一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

広島大学大学院統合生命科学研究科
生物工学プログラム微生物遺伝資源保存室長 殿

令和 年 月 日

(申込者氏名)

印

(所属機関等の長)

印